

令和8(2026)年度
個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業
補助金申請の手引き

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いします。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 次の場合は、本補助金の対象になりません。
 - ・本補助金の交付決定前に、工事に着手した場合
 - ・国から経費の全部または一部を補助されるもの
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いします。

【目 次】

1	事業の概要	- 2 -
	(1) 目的	- 2 -
	(2) 補助の概要	- 2 -
	(3) 手続きの流れ	- 6 -
2	交付申請	- 7 -
	(1) 受付期間	- 7 -
	(2) 申請書の提出	- 7 -
	(3) 交付決定	- 8 -
3	事業実施	- 8 -
	(1) 補助対象事業着手	- 8 -
	(2) 補助対象事業の内容変更	- 8 -
	(3) 補助対象事業の廃止	- 8 -
	(4) 住所等の変更	- 8 -
4	実績報告等	- 9 -
	(1) 実績報告	- 9 -
	(2) 完了検査	- 10 -
	(3) 補助金の額の確定	- 10 -
	(4) 補助金の請求	- 10 -
	(5) 補助金の経理等	- 10 -
5	補助対象事業終了後における申請者の責務等	- 10 -
	(1) 環境価値の取引の制限	- 10 -
	(2) 取得財産の処分の制限	- 10 -
6	記入例	- 11 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、補助金を交付することにより、自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池の一体的な導入を支援し、物価高騰の影響を受ける県民の負担軽減を図ることを目的としています。

(2) 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

県内の自己居住用の住宅に、新たに太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する県民で、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 県税の滞納がないこと。
- ・ 暴力団排除にかかる誓約ができること。

② 補助対象設備※

太陽光発電設備及び蓄電池

※太陽光発電設備・蓄電池の一体的導入かつどちらも補助要件を満たす場合に限り補助対象（それぞれ単体の導入は補助対象外）

③ 補助要件

【共通（太陽光発電設備・蓄電池）】

- (1) 未使用の設備を導入すること。
- (2) 太陽光発電設備と蓄電池を一体的に導入すること。
- (3) リース設備（PPA 含む。）でないこと。

【太陽光発電設備】

- (1) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。
- (2) 発電量を計測する機器を備えること。
- (3) 再エネ特措法に基づく固定価格買取（FIT）制度又はFeed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと。

※FIT 又は FIP 制度の適用を受けない、電気事業者との個別契約（相対契約）による余剰電力の売電は可とします。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）。

<資源エネルギー庁>事業計画策定ガイドライン
（太陽光発電）：

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

【蓄電池】

(1) 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。

<SII>蓄電システム登録済製品一覧：<https://zehweb.jp/registration/battery/>

(2) 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること。

④ 補助率、算出方法及び上限額

【太陽光発電設備】

- ・補助率：7万円/kW（定額）
- ・算出方法：太陽光発電設備出力※×補助率
※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のうちいずれか小さい値
- ・補助上限：4kW（出力）

【蓄電池】

- ・補助率：補助対象経費※の1/3
※ 蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）
- ・補助上限：5kWh（蓄電容量）、15万5千円（1kWhあたりの価格）
- ・補助金額：算定した額の千円未満を切り捨てた額とします。

<算出例>

事例1 蓄電池容量：4kWh／設備費（税抜）：550,000円／工事費（税抜）：70,000円の場合

- ・単価：155,000円（(550,000円+70,000円)÷4kWh）
- ・補助額：206,000円（(550,000円+70,000円)×1/3）

容量・単価が補助上限を超えていないため、補助対象経費×1/3で計算

事例2 蓄電池容量：11kWh／設備費（税抜）：1,100,000円／工事費（税抜）：200,000円の場合

- ・単価：118,181・・・円（(1,100,000円+200,000円)÷11kWh）
- ・補助額：196,000円（118,181・・・円×5kWh（上限容量）×1/3）

容量が補助上限を超えているため、上限容量で計算

事例3 蓄電池容量：8kWh／設備費（税抜）：1,200,000円／工事費（税抜）：150,000円の場合

- ・単価：168,750円（(1,200,000円+150,000円)÷8kWh）
- ・補助額：258,000円（155,000円（上限単価）×5kWh（上限容量）×1/3）

容量・単価が補助上限を超えているため、上限容量・上限単価で計算

⑤ 環境価値の取扱い

補助対象者は、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないこと。

⑥ 補助金の併用について

- ・原則として、当該補助対象設備に関する国の補助金※₁や助成金等との併用はできません。
- ・国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を原資とした当該補助対象設備に関する市町の補助金※₂との併用はできません。
- ・国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を原資とした、当該補助対象設備に関する市町の補助金※₃との併用については、充当する部分が重複しない場合に限り、併用可能です。（例：県が2/3補助、市町が1/2の補助を行った場合、補助の重複が発生するので併用不可だが、県が1/2、市町が1/2の補助である場合は重複しないので併用可能。）

※1 主な国補助金との併用可否

補助金名	ZEH 補助金	ZEH+ 補助金	DR 補助金	みらいエコ住宅 2026	
				(新築)	(リフォーム)
併用可否	△注	△注	×	○	△注

注) 蓄電池に係る国補助金の交付を受けない場合に限り併用可

※2 国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した市町の補助金との併用可否

市町名	宇都宮市	日光市	小山市	那須塩原市
補助金名	脱炭素先行地域づくり事業補助金	日光市再生可能エネルギー設備導入費補助金	個人向け太陽光発電設備等導入費補助金	那須塩原市青木地区ゼロカーボン街区構築事業補助金
併用可否	×	×	×	×

※3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した市町の補助金との併用可否

市町名	佐野市	さくら市
補助金名	佐野市ネット・ゼロ・エネルギーハウス化支援事業	さくら市脱炭素化普及促進事業費補助金
併用可否	△注	△注

注) 充当する部分が重複しない場合に限り、併用可能。

⑦ 事務手続きの代行について

- ・補助対象者の代わりに、太陽光発電設備等を設置する者等を事務代行者として、交付申請・実績報告・事業変更の承認申請・事業の廃止届出等の事務手続きを進めることができます。ただし、有償での書類作成は認められません。
- ・事務代行者が事務の代行を通じて知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うこととします。
- ・不正行為が認められたときは、事務代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間事務の代行ができないものとします。

⑧ その他

- ・ 交付申請については、補助対象設備により発電した電力を供給する住宅につき一回限りとする。
- ・ 交付決定後に工事に着工^{※1}するものとする。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数^{※2}期間中は財産処分してはならないものとする。なお、補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、知事の承認を受けること。これに伴い、知事から補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の請求を受けた場合においては、これに応じること。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

※1 交付決定前に契約・発注を行うことは認めます。ただし、令和8（2026）年4月1日以降の契約・発注に限ります

※2 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号（以下「大蔵省令」という））による。

設備名			法定耐用年数
太陽光発電設備			17年 ^{注1}
蓄電池	定置用	—	6年 ^{注2}

注1 大蔵省令 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）の「電気業用設備」、「その他の設備（主たる金属製のもの）」に該当する場合

注2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物付帯設備」、「電気設備（照明設備を含む）」、「蓄電池電源設備」に該当する場合

⑨ 申請方法

県HPから申請様式等をダウンロードし、様式に記入、提出書類を準備のうえ、以下の宛先へ、簡易書留、レターパック等の送付記録が残る方法で郵送し、控えを保管してください。

なお、書類送付の際は、必要に応じて以下の宛先を切り取り、封筒に貼付の上、郵送ください。

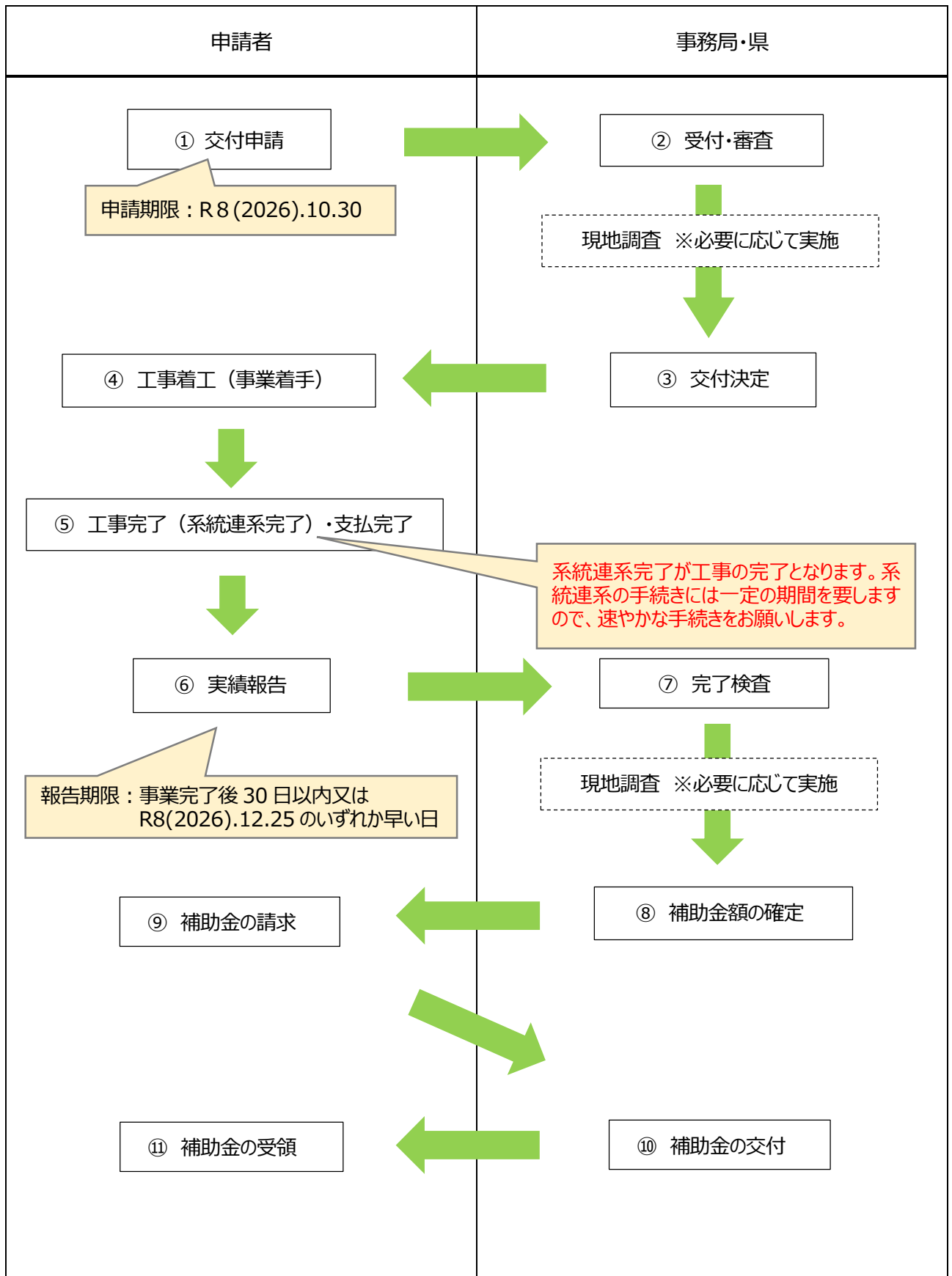
【宛先】 〒328-0053

栃木県栃木市片柳町2-2-2 サンプラザ2階

栃木県個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金事務局 宛
(株式会社エイジェック 栃木BPOセンター)

(3) 手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和8(2026)年5月11日(月)から10月30日(金)まで

(2) 申請書の提出

① 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類	
1	交付申請書提出チェックシート※1	—
2	交付申請書	様式1※1
3	誓約書	様式2※1
4	補助対象事業の実施に係る同意書※2	様式3※1
5	契約書及び契約内訳書の写し※3 (契約前の場合は、見積書及び見積内訳書の写し)	添付資料1
6	設置する土地・建物の全部事項証明書※4※5※6※7	添付資料2
7	住民票(現住所と補助対象設備の設置場所が異なる場合は不要)※6※8	添付資料3
8	納税証明書(栃木県税に滞納がないことの証明書、次の①及び②の両方)	—
	①県税事務所で発行されるもの※6※8	添付資料4
	②市町役場で発行されるもの(個人県民税のみで可)※6※8	添付資料5
9	設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等)	添付資料6
10	発電量を計測する装置の仕様がわかるもの(カタログ等)	添付資料7
11	機器設置前の現況写真※9	添付資料8
12	太陽光発電設備及び蓄電池について、国から補助を受けていないことが確認できる書類(当該太陽光発電設備及び蓄電池に係る住宅に対する国庫補助を利用する場合に限る。)	添付資料9
13	その他県が必要と認める書類	—

※1 栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 補助対象者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は、同意者の署名もしくは記名押印が必要

※3 契約書(見積書)及び契約書(見積書)内訳について

➤ 設備・工事の内容がわかるものとする。「(〇〇工事一式)等の記載は不可

➤ 契約前の場合において、見積書は、1者のみでも差し支えない。

➤ 見積書は、申請書提出時点において、有効期限内であるものを提出する。

※4 新築の場合には、建築確認済証及び土地の全部事項証明書

※5 登記情報提供サービスにより取得したものは受付不可

※6 発行日より3か月以内の原本

※7 住所と登記上の地番が一致しない場合は、同一場所であることを確認できる公的書類(住居表示証明書、仮換地証明書等)が必要。

- ※8 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要。
- ※9 発電設備を設置する居宅の全景と、屋根上に太陽光パネルが載っていないことが確認できる写真。

- ② 申請書等の提出方法は、郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）とします。
- ③ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
- ④ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ⑤ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください。（ホチキス等不可）。
- ⑥ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

【審査期間について】

交付申請及び実績報告の審査期間は、必要書類が全てそろって審査可能になった段階から、**1～2ヶ月程度**を見込んでいます。交付決定通知までは事業着手（補助対象設備の設置工事）はできませんので、計画的な提出をお願いいたします。

書類等に不備がある場合には、さらに長期間になる場合があります。

（3）交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

3 事業実施

（1）補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。

なお、交付決定前に補助対象設備の工事に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

※交付決定前の契約・発注は認めます。ただし、令和8年4月1日以降の契約・発注に限ります。

（2）補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費の変更をする場合には、変更承認申請書（様式4）による申請書を知事に提出し承認を受けること。なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

（3）補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式5）を知事に提出し、承認を得る必要があります。

（4）住所等の変更

住所又は氏名を変更（発電した電力を使用する住宅への移転を除く。）したときは、直ちに住所（氏名）変更届（様式6）に変更後の住民票を添えて、知事に提出ください。

4 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了（工事が完了（系統連系）し、かつ施工業者等への支払いが完了）したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を「正本1部」提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和 8 (2026) 年 12 月 25 日（金）のいずれか早い日

番号	提出書類	
1	実績報告書提出チェックシート※1	—
2	実績報告書	様式 7 ※1
3	住民票※2※3（申請時の住所と異なる場合）	添付資料 1
4	契約書及び契約内訳書の写し※4	添付資料 2
5	領収書の写し※5	添付資料 3
6	設備の確定仕様がわかるもの（納品書・保証書・出荷証明書等）	添付資料 4
7	設備の稼働が確認できるもの（計測モニターの写真等）	添付資料 5
8	設備の設置が確認できる写真※6	添付資料 6
9	変更承認申請書 （補助額の変更を伴う補助対象設備及び対象経費の変更をする場合）	様式 4 ※1
10	系統連系開始日が確認できる書類※7	添付資料 7
11	売電先との電力受給契約書※8※9	添付資料 8
12	その他県が必要と認める書類	

※1 栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 発行日より 3 か月以内の原本。

※3 住所と登記上の地番が一致しない場合は、同一場所であることを確認できる公的書類（住居表示証明書、仮換地証明書等）が必要

※4 設備・工事の内容がわかるものとする。（「〇〇工事一式」等の記載は不可）

※5 領収書が無い場合は、補助事業に要した費用と同額を振り込んだことが分かる書類等（振込受付書等及び振り込んだ事実が確認できる通帳の写し等）を提出してください。

※6 ① 設置した設備の全景写真

太陽光パネルの設置枚数及び蓄電池のパッケージに含まれる設備（蓄電池及びパワーコンディショナー等）の設置台数がわかる写真

② 設置した設備の型式が確認できる写真

太陽光パネル及び蓄電池のパッケージに含まれる設備（蓄電池及びパワーコンディショナー等）の型式がわかる写真

※7 東京電力パワーグリッドWeb申込システム上の工程照会を提出してください。（別紙 1 の見本を参考に、同様の書類を提出してください。）

- ※8 東京電力エナジーパートナー株式会社に売電する場合、電力受給契約申込書（FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）を提出してください。（別紙2の見本を参考に、同様の書類を提出してください。）
- ※9 余剰電力の売電を一切行わず、電力受給契約を締結しない場合には、余剰電力の売電を行わないことを誓約する書面（様式任意）を提出してください。

（2）完了検査

提出された実績報告書により、書面にて完了検査を実施します。なお、必要と判断した場合には現地調査※1を実施します。主な確認項目は、以下のとおりです（詳細な方法は別途お知らせします）。

- 導入設備の設置状況
- 導入設備のエネルギー使用量及び発電電力量を計測する機器の設置状況及び計測状況
- 事業費の支払状況

※1 現地調査は、事務局ではなく県が実施します。

（3）補助金の額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

（4）補助金の請求

額の確定通知を受けた申請者は、別途指定する期日までに補助金請求書（様式8）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

（5）補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

5 補助対象事業終了後における申請者の責務等

（1）環境価値の取引の制限

補助対象者は、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないこと。

（2）取得財産の処分の制限

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けること。なお、その際、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

6 記入例

様式1

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

〇〇〇〇年 〇月 〇日

栃木県知事 様

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名	栃木 太郎		連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇-〇〇				
設備の設置場所	〇〇市〇-〇〇					
住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 { <input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅（築1年以内かつ未入居のもの）					
事業期間	着手予定日	2026年 8月 5日		完了予定日	2026年 10月 25日	
太陽光発電設備	太陽光パネル		合計出力	5.0 kW		
	パワーコンディショナー		合計出力	4.0 kW		
	採用出力		(A)	4.0 kW		
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	280,000 円 ※補助上限は280,000円		
	余剰電力の売電有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		売電先	〇〇電力株式会社（非FIT）	
			確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません		
定置用蓄電池	蓄電池情報 (SII登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量	
			〇〇〇〇	〇〇〇〇	8.5 kWh	
	設置セット数		1 セット			
	蓄電容量		(C)	8.50 kWh		
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	1,000,000 円		
		工事費	(E)	275,000 円		
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)	(F)	150,000 円		
補助金の額【{(D)+(E)} × 1/3】 【蓄電容量が5kWhを超える場合は 【(F) × 1/3 × 5】】		(G)	250,000 円 ※補助上限は258,000円			
補助金交付申請額【(B) + (G)】				530,000 円		
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 発電する電力量のうち、30%以上を自家消費することをここに誓約します					
国の補助金等の 利用状況	利用有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		状況	申請予定	
	補助金名	みらいエコ住宅2026（新築）				
	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません				
手続代行者	事業者名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店				
	所在地	〇〇〇市〇-〇〇-〇〇				
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス		
	〇〇 〇〇	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇@〇〇.jp			

誓約書

申請者は、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

(ふりがな) 氏 名 とちぎ たろう
栃木 太郎

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

補助対象事業の実施に係る同意書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所

氏 名

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱及び個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記申請者による補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

<土地>

- ・所在地（該当地番全て記載）
○○市○-○○、×-××

- ・所有者
（住所）○○市○-○○○
（氏名）○○ ○○

<建物>

- ・所在地
○○市○-○○

- ・家屋番号
○-○○

- ・所有者
（住所）○○市○-○○○
（氏名）○○ ○○



署名でない場合に限り、土地又は建物の所有者の押印が必要

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

- () 太陽光発電設備の最大出力又は蓄電容量の変更 (太陽光発電設備・蓄電地)
 (変更前出力 (蓄電容量) : 4.0kw 変更後出力 (蓄電容量) : 3.0kw)
- () 定置用蓄電池の補助対象経費の変更
 (変更前経費 : 変更後経費 :)
- () その他
 ()

2 計画変更の理由

例) 屋根の形状等の理由により、太陽光パネルの設置枚数を減少させる必要があることが判明したため。

注) 変更の内容については、交付申請書(様式1)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

〇〇〇〇〇〇

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金に係る住所（氏名）変更届

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 △△市△-△△

氏 名 栃木 太郎

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業について、下記のとおり住所（氏名）を変更したので、個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第 6 条第 1 項の規定により住所（氏名）変更届を提出します。

記

- 1 変更前の住所（氏名）
（住所）〇〇市〇-〇〇

- 2 変更後の住所（氏名）
（住所）△△市△-△△

- 3 変更年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（注） 変更後の内容が記載された住民票を添付すること。

実績報告書

栃木県知事 様

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年 〇月 〇日

〇〇〇〇年 〇月 〇日 付け栃木県指令気対第 〇-〇 号により補助金の交付決定を受けた個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

申請者	氏名	栃木 太郎		連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇-〇〇		工事完了日（系統連系完了日）と支払完了日と比較し、遅い方の日付を記載		
設備の設置場所	〇〇市〇-〇〇					
住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 } <input type="checkbox"/> 注文住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅（築1年以内かつ未入居のもの）					
事業期間	着手日	2026年 9月 5日		完了日	2026年 10月 25日	
太陽光発電設備	太陽光パネル		合計出力	5.0 kW		
	パワーコンディショナー		合計出力	4.0 kW		
	採用出力		(A)	4.0 kW		
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	280,000 円 ※補助上限は280,000円		
	余剰電力の売電有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		売電先	〇〇電力株式会社（非FIT）	
			確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> FIT制度による売電は行いません		
定置用蓄電池	蓄電池情報 (SII登録内容)		メーカー名	パッケージ型番	蓄電容量	
			〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	8.5 kWh	
	設置セット数		1 セット			
	蓄電容量		(C)	8.50 kWh		
	補助対象経費 (税抜き)	設備費	(D)	1,000,000 円		
		工事費	(E)	275,000 円		
	価格/kWh	{ (D)+(E) } ÷ (C)	(F)	150,000 円		
補助金の額【{(D)+(E)} × 1/3】 〔蓄電容量が5kWhを超える場合は 【(F) × 1/3 × 5】〕		(G)	250,000 円			
補助金交付申請額【(B) + (G)】			530,000 円			
他の補助金等の 利用状況	利用有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		状況	交付決定済	
	補助金名	みらいエコ住宅2026（新築） その他の場合記載				
	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 国の太陽光発電設備等への補助金の交付は受けません				
手続代行者	事業者名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店				
	所在地	〇〇〇市〇-〇〇-〇〇				
	担当者	氏名	電話番号	メールアドレス		
		〇〇 〇〇	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇@〇〇.jp		

補助金請求書

金 530,000 円

県から交付された「交付確定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇月〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で額の確定の通知があった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

請求書の真正性を担保するため、記入してください。

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入して下さい。

・発行責任者

氏 名 〇〇株式会社 〇〇支店

支店長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇-〇〇-〇〇

・担当者

氏 名 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇-〇〇-〇〇



対象設備毀損（滅失）届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
太陽光発電設備
- 2 毀損（滅失）の時期
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 毀損（滅失）の原因
〇〇〇〇〇〇〇
- 4 今後の方針（修繕、買換など）
〇〇〇〇〇〇〇

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金対象設備処分承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 〇〇市〇-〇〇

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

太陽光発電設備

2 処分の方法

() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他(具体的に)

3 処分の時期(予定)


〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 処分の理由

〇〇〇〇〇〇

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

工程照会		戻る メニュー	
		東京電力パワーグリッド株式会社	
ログインユーザ: _____			
■ 申込情報			
申込番号		設計番号	
供給/受電地点特定番号		工程状況	運転開始済
需要場所/発電場所住所	都県~丁目	入金状況	
	番地		
建物名(漢字)		枝番	
棟番号		号室	
需要者/発電者名義	名義1(漢字)		
	名義2(漢字)		
送電(連系)希望日	2025/12/22	申込種別	新設
発電設備区分	W発電	総出力容量	5900
■ 工程情報			
申込日	2025/10/21		
申込受付完了日	2025/10/23	メール通知	
発調契約締結日	2025/11/04	メール通知	2025/11/05
落成登録日	2025/11/18		
落成取消受付日			
落成受付日	2025/11/18	メール通知	2025/11/19
屋内配線工事完了(予定)日	2025/12/14		
接続供給開始予定日	2025/12/22		
■ 契約情報			
系統連系開始日	2025/12/22	メール通知	2025/12/26
接続供給開始日	2025/12/22		
■ 工事費情報			
工事費要否	無償		

工程状況が、運転開始済または連系完了となっていること。

系統連系開始日が記載されていること。

別紙2：東京電力エナジーパートナーとの電力受給契約申込書(見本)

東京電力エナジーパートナー株式会社 宛

**【低圧】
(メール用)**

電力受給契約申込書 (FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱(以下「要綱」という。)」を承認のうえ、次の再生可能エネルギー発電設備等を一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」という。)の電力供給設備に連系し、東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「東電EP」という。)に再生可能エネルギー発電設備等から発生する電気を供給することを申込みます。

以下のいずれかに該当する場合は、東電EPによって本申込みが承諾されないこと、および本申込みにもとづく東電EPとの受給契約が既に成立している場合は、当該受給契約が東電EPによって解除されることに同意します。

- ・ 当該一般送配電事業者から発電量調整供給契約の申込みの承諾が得られない場合
- ・ 東電EPが本申込みを承諾するにあたって、必要な協力に応じない場合
- ・ 当該一般送配電事業者が算定し、東電EPを通じて請求される再生可能エネルギー発電設備等の系統連系に必要な費用を東電EPの定める支払期日までに支払わない場合

また、本申込みに関して、以下の点についても、あわせて同意します。

- ・ 本申込みにおける受給電力量の購入単価は東電EPが要綱とは別に定める「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」によるものとする
- ・ 本申込みを撤回した場合、本申込みが東電EPより承諾されなかった場合、または当該受給契約が解除された場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を東電EPを通じて当該一般送配電事業者へ支払うこと

【申込者】
(お申込みにあたり工事店・メーカー等に委任する場合は委任先をご記入ください。)

事業者区分	登録番号	※ 該当する場合は「1」を選択の上 下欄へ登録番号をご記入ください。

住所
ふりがな
お客さま名 (連絡先)

※原則として設置場所における電気供給契約のご契約名義と同一のご名義(法人名義でご契約されている場合は、法人名称・役職名・代表者名)をご記入ください。

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」にもとづく電力受給の申込みから開始に必要な手続きを行うことを下記の者に委任いたします。

住所
委任先 (会社名・氏名)
連絡先 電話

※メールアドレスをご記入いただいた場合は、申込受付結果のご連絡をメールにてお知らせいたします。
※ドメイン指定されている方は「@tepcoco.jp」を受信できるように設定をお願いします。

【発電設備等】 ← お客さまの住所と設置場所住所が同一の場合はチェックをしてください。

設置場所住所

再エネ発電設備の種類	太陽光	風力・水力・地熱・バイオマス	複数種の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合のみご記入ください。
インバータ台数	1 台目 2 台目 3 台目	1 台目 2 台目	逆潮流を防止する装置の設置
1. 発電設備	5,220 (W) (W) (W)	(W) (W)	設置する場合は逆潮流を防止する装置を選択してください。
2. インバータ	5,500 (W) (W) (W)	(W) (W)	
1と2の小さい方	5,220 (W)	(W) (W)	
概要	発電出力(*の種類の合計とし、0.1kW単位で端数を切り捨て)		
	5.2 (kW)		
その他自家発電設備を設置する場合	種類	出力	
	<input type="checkbox"/> 燃料電池 <input type="checkbox"/> ガスエンジン <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> その他 ()	5,500 (W)	

自家発電設備等からの逆潮流を防止する装置の設置

1. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生しないものの、当該発電設備等の併設により再生可能エネルギー電気の逆潮流電力量が増加しうる設備形態である。(押し上げ効果あり)
2. 逆潮流を防止する装置の設置により、自家発電設備等からの逆潮流は発生せず、再生可能エネルギー電気の逆潮流時は、自家発電設備等を停止・解列する。(押し上げ効果なし)
3. 逆潮流を防止する装置を設置しない。

2 ← 該当する番号をご選択ください。

受給電力量料金は、以下の口座への振込を希望します。当方は東電EPの振込委託手続きの完了をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行を省略します。なお、振込先を変更する際は、速やかに通知します。

【振込先口座】

口座カナ名義	通帳1ページ目に記載されているカナ名義をご記入ください。		
振込先金融機関	金融機関名・金融機関コード	店舗名・店舗コード	預金科目 口座番号 ※右詰でご記入ください。
(名称)	榎木	矢板	1. 普通
(コード)	銀行	支店	ゆうちょ銀行をご利用のお客さまは、振込用の店名・店舗コード・預金科目・口座番号をご記入ください。

(以下、東電EP記入欄)

当社と当該一般送配電事業者による発電量調整供給契約を 2025年7月1日 に締結いたしましたので、同日付で 上記電力受給の申込みのうち、接続に係る規定に関する申込み について承諾いたします。	申込受付日	2025年6月20日	振替
	申込(設計)番号		岡田
※受給開始日については受給契約承諾後にお客さまのご要望を踏まえ別途協議させていただきます。	工事費負担金等相当額	無償 <input checked="" type="checkbox"/> 有償 <input type="checkbox"/>	¥0 円
(備考)	非化石設備ID		(うち消費税等相当額 ¥0 円)

受電地点特定番号 03-0012-

東京電力エナジーパートナー株式会社

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、電気事業をはじめとする当社定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・検点、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販促、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。個人情報の利用目的につきましては、インターネットのホームページ (http://www.tepcoco.jp/ep/privacypolicy/) でもご確認いただくことができますので、こちらもあわせてご覧ください。

申請に関するお問い合わせ先

〒328 -0053 栃木県栃木市片柳町 2-2-2 サンプラザ 2 階

栃木県個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金

事務局宛て

TEL 0282-88-0256 FAX 0282-88-0257